



## 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当

TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2023/09/19  
整理番号 01373250

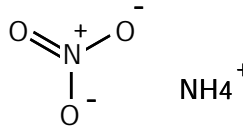
製品等のコード : 0137-3250、0137-3260、0137-3280

製品等の名称 : 硝酸アンモニウム

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
農薬(肥料、殺虫剤)、酸化窒素の吸収剤、凍結剤混合物の原料、  
固体推進薬の酸化剤、触媒、抗生物質産生菌やイースト菌の栄養源、  
火薬原料、硝酸塩原料、冷却剤 など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

## 物理化学的危険性

爆発物 : 区分に該当しない  
可燃性固体 : 区分に該当しない  
自然発火性固体 : 区分に該当しない  
自己発熱性化学品 : 区分に該当しない

酸化性固体 : 区分3

## 健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分5 【国連GHS分類】  
急性毒性(吸入:粉じん) : 区分に該当しない  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分に該当しない  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1(血液)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(血液)

注意喚起語 : 危険

## 危険有害性情報

火災助長のおそれ; 酸化性物質  
飲み込むと有害のおそれ(経口)  
血液の障害  
長期又は反復暴露による血液の障害

## 注意書き

【安全対策】  
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
衣類、可燃物などから遠ざけること。  
可燃物と混合を回避するために予防策をとること。  
取扱い後は、よく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

火災の場合：大量の水で消火すること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
 気分が悪い時は医師に連絡すること。

【保管】

湿気、直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	:	化学物質
化学名	:	硝酸アンモニウム (別名) 硝安 (英名) Ammonium nitrate (EC名称)、 Nitric acid ammonium salt、 Nitric acid ammonium salt (1:1) (TSCA名称)
成分及び含有量	:	硝酸アンモニウム、98.0%以上
化学式及び構造式	:	NH <sub>4</sub> NO <sub>3</sub> 、H <sub>4</sub> N <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	80.04
官報公示整理番号	:	(1)-395
化審法 安衛法	:	公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	:	6484-52-2
EC No.	:	229-347-8
危険有害成分	:	硝酸アンモニウム

4. 応急措置

吸入した場合	:	呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合	:	皮膚を大量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は、医師の診察、手当を受ける。 汚染された衣服は(火災の危険があるため)、大量の水ですすぎ洗う。
目に入った場合	:	直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。 まぶたを親指と人さし指で上げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼刺激が持続する時は、医師の診察、手当を受ける。
飲み込んだ場合	:	口をすすぐ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、無理に吐かせないこと。 気分が悪い時は、医師の診察、手当を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状:		
吸入	:	咳、頭痛、咽頭痛、腹痛、紫色(チアノ-ゼ)の唇や爪、紫色(チアノ-ゼ)の皮膚、痙攣、下痢、めまい、嘔吐、脱力感
皮膚に付着	:	発赤
眼に付着	:	発赤、痛み
経口摂取	:	腹痛、紫色(チアノ-ゼ)の唇や爪、嘔吐、脱力感、紫色(チアノ-ゼ)の皮膚、痙攣、下痢、めまい

5. 火災時の措置

適切な消火剤	:	本品は不燃性であるが、加熱すると分解して酸素を発生するので、他の物質の燃焼を助長する。 水、リン酸塩類、乾燥砂類
使ってはならない消火剤	:	情報なし
特有の危険有害性	:	火災助長のおそれ 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 摩擦、熱及び不純物の混入により爆発するおそれがある。 熱で容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法	:	大火災の場合、火災区域に適度の距離から大量の水を散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱にさらされているときは、移さない。

可能な限り遠くから、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。  
 消火が不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器を含め完全な防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置  
 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
 風上から作業し、粉じんなどを吸入しない。  
 粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。  
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。

環境に対する注意事項  
 回収、中和 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。  
 : 火気厳禁とする。

(乾燥物) 少量の場合、漏洩物は清潔な帯電防止工具を用いて集め、清潔な乾燥した容器に入れゆるく覆いをし、後で廃棄処理する。  
 大量の場合、漏洩物を回収した後、漏洩区域を大量の水で洗い流す。

(溶液) 少量の場合、パーミキュライト、砂、土等、不燃材料に吸収させ、空容器に回収する。後で適正に廃棄処理する。

紙、綿製ぞうきんなどの可燃物で吸収させ、これが時間と共に乾燥すると、突然、発火することがあるので注意する。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、後で適正に廃棄処理する。

封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。  
 蒸発を抑え、蒸気の拡散を防ぐため散水を行う。

二次災害の防止策 : 可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。  
 周辺の発火源を速やかに取除く。  
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い  
 技術的対策 : 火気厳禁。可燃物や還元剤との接触禁止。  
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。  
 粉じんの発生、堆積を防止する。  
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。  
 指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。  
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。

局所排気・全体換気  
 安全取扱い注意事項 : 保管及び取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。  
 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざける。禁煙。  
 衣類、可燃物、還元性物質から遠ざける。  
 可燃物と混合を回避するために予防策をとる。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
 取扱い後はよく手を洗う。

接触回避  
 保管 : 湿気、水、高温体、火気との接触を避ける。

技術的対策 : 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作る。  
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量不燃材料でふき、かつ天井を設けない。  
 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件 : 有機物、可燃物及び還元性物質、たとえばアルミニウム、アルミニウム酸化物、無水酢酸から離して保管する。  
 熱から離して保管する。  
 燃焼性物質から離して保管する。

- 火源の近くに保管しない。  
直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に保管する。  
必要に応じ施錠して保管する。
- 混触危険物質：可燃性物質、還元性物質（アルミニウム、アルミニウム酸化物、無水酢酸など）
- 容器包装材料：ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど。

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 ○：良好 △：やや良好(条件による) □：やや不良 ×：不良 -：データなし 】

スチレンゴム クロロプレンゴム(ネオプレン) ニトリルゴム ブチルゴム  
天然ゴム シリコンゴム フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) - テフロン  
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン× アルミニウム 銅×  
軟質塩ビ 硬質塩ビ ポリスチレン ABS ポリエチレン ポリプロピレン  
ナイロン アセタール樹脂 アクリル樹脂 ポリカーボネート ガラス  
天然ゴム (65)

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度：設定されていない。
- 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：  
日本産衛学会：設定されていない。  
ACGIH：設定されていない。
- 設備対策：この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。  
取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。
- 保護具
  - 呼吸器の保護具：呼吸器保護具（防じんマスク）を着用する。
  - 手の保護具：保護手袋（塩化ビニル製、ニトリル製など）を着用する。
  - 眼の保護具：保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。
  - 皮膚及び身体の保護具：長袖作業衣を着用する。  
必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
- 衛生対策：この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
取扱い後はよく手を洗う。  
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状態、形状、色など：無色の結晶又は白い結晶性粉末。吸湿性あり。
- 臭い：無臭
- pH：4.5～6.0 (5w/v%水溶液、25 )
- 融点：170
- 凝固点：データなし
- 沸点：分解(210 )
- 引火点：データなし
- 可燃性：不燃性（但し、加熱等で分解すると酸素を発生し可燃物の燃焼を助長）
- 爆発範囲：データなし
- 蒸気圧：データなし
- 相対ガス密度（空気 = 1）：データなし
- 密度：1.72
- 相対密度：データなし
- 比重：データなし
- 溶解度：水に極めて溶けやすい(1900g/L、20 )。  
エタノールにやや溶けやすい。
- オクタノール/水分分配係数：データなし
- 発火点：データなし
- 分解温度：210 （分解して亜酸化窒素と水を生成）
- 粘度：データなし
- 動粘度：データなし
- 粒子特性：データなし
- GHS分類
- 爆発物：爆発性に関する原子団（-NO3）を含んでいるが、UNRTDG(UN1942)でクラス5.1であることから上位の爆発物には該当しないため区分に該当しないとした。  
なお、可燃性不純物が0.2%を超えているものは、UNRTDG(UN0222)で爆発物（等級1.1）となっている。

- 可燃性固体 : 本品は不燃性である (ICSC(J) (2001))との記述から、  
区分に該当しないとした。
- 自然発火性固体 : 本品は不燃性である (ICSC(J) (2001))との記述から、  
区分に該当しないとした。
- 自己発熱性化学品 : 本品は不燃性である (ICSC(J) (2001))との記述から、  
区分に該当しないとした。
- 酸化性固体 : 本品は、UNRTDG (UN1942) でクラス5.1 PGIII、酸化性固体  
に分類されていることから、区分3とした。  
火災助長のおそれ: 酸化性物質 (区分3)

10. 安定性及び反応性

安定性 (反応性・化学的安定性)

- 危険有害反応可能性 : 通常の取扱条件において安定である。吸湿性が強い。  
強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。  
汚染された衣服は(火災の危険があるため)、多量の水ですすぎ洗  
いする。残存物が完全に除去されていない空袋類は自然発火し易い。  
加熱すると、激しく燃焼又は爆発することがある。  
強烈な衝撃などにより爆発することがある。  
加熱や燃焼により分解し、有毒なヒューム(窒素酸化物)を生じる。
- 避けるべき条件 : 高熱、日光、湿気、衝撃、火気、静電気、スパーク
- 混触危険物質 : 可燃性物質、還元性物質
- 危険有害性のある分解生成物 : 窒素酸化物、酸素

11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 2798mg/kg。  
区分5とした (国連GHS分類)。  
ただし、分類JISでは区分に該当しないである。  
飲み込むと有害のおそれ (経口) (区分5)  
経皮 分類できない。  
吸入 (蒸気) 分類できない。  
吸入 (粉じん) ラット LC50 > 88.8mg/L (4時間値) (IUCLID, 2000)  
区分に該当しない。
- 皮膚腐食性/刺激性 : 分類できない。  
ICSC(J) (2001)、HSDB (2005)、HSFS (1998) およびSITTIG (4th,  
2002) に皮膚を刺激することがあるとの記載はあるが具体的な症例の  
記載はないため、分類できないとした。
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分に該当しない。  
ECETOC TR 48 (1992) に記載されたウサギを用いた眼刺激性試験で  
刺激性の判定基準に該当する眼の変化は認められなかったことから  
区分に該当しないとした。
- 呼吸器感作性 : 分類できない。
- 皮膚感作性 : 分類できない。
- 生殖細胞変異原性 : 分類できない。  
なお、in vitro変異原性試験としてエームス試験で陰性の報告  
(IUCLID(2000)) がある。
- 発がん性 : 分類できない。  
なお、IARC(IARC Vol.94(2010))は食物中、飲水中の硝酸塩のヒトで  
の発がん性は不確実な証拠であるとしている。そのうえで経口摂取  
による硝酸塩または亜硝酸塩が生体内でニトロソ化される条件での  
発がん性を2Aと評価している。IARCの総合評価には、「ヒトの体内  
では硝酸塩と亜硝酸塩の変換が起こること。消化管の酸性条件では  
亜硝酸塩から生ずるニトロソ化物が二級アミン、アミドなど特に  
ニトロソ化されやすい物質とともに直ちにN-ニトロソ化合物に変化  
する。硝酸塩、亜硝酸塩、ニトロソ化物の追加摂取により、これら  
のニトロソ化条件はさらに促進される。ある種のN-ニトロソ化合物  
はこれらの条件下で既知の発がん性物質を形成することがある。」  
との追加記載がある。
- 生殖毒性 : 分類できない。  
ラットを用いた生殖試験で仔の体重が抑制された (IUCLID(2000))との  
報告があるが詳細が不明であり、データ不足で分類できない。
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 本物質自体のヒトでの報告はないが、水溶性硝酸塩一般として、  
硝酸ナトリウムを食塩と誤って摂取した15人の兵士がメトヘモグロ  
ビン血症になり約15gを摂取した13人が死亡し、5gを摂取した2人が  
生存した (ECETOC TR 27(1988)) ことから、区分1 (血液) とした。  
血液の障害 (区分1)
- 特定標的臓器毒性



- (反復ばく露) : 水溶性硝酸塩一般についての慢性毒性として、硝酸塩を含む食事、水を摂取した幼児にメトヘモグロビン濃度の上昇が多数報告されていること、利尿剤として硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムを、尿路結石防止剤として硝酸アンモニウムを投与された患者にメトヘモグロビン血症がみられる(ECETOC TR27(1988))ことから、区分1(血液)とした。  
 誤えん有害性 : 長期又は反復ばく露による血液の障害(区分1) : 分類できない。

12. 環境影響情報

- 生態毒性  
 水生環境有害性 短期(急性) : 区分に該当しない。  
 魚類(マスノスケ、ニジマス、ブルーギル)での96時間LC50 = 420-1360mg NO3/L (SIDS, 2007) (硝酸アンモニウム換算濃度: 542-1,756 mg/L)、  
 水生環境有害性 長期(慢性) : 区分に該当しない。  
 甲殻類(オオミジンコ)での24時間EC50 = 555 mg/L (SIDS, 2007)。  
 難水溶性でなく(水溶解度=118.3g/100cc (HSDB, 2004))、急性毒性が低いことから、区分に該当しないとされた。  
 残留性・分解性 : データなし  
 生物蓄積性 : データなし  
 土壤中の移動性 : データなし  
 オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。  
 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上、処理を委託する。  
 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。  
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。  
 (参考)希釈法  
 少量の場合、水に溶かし1000倍以上の大量の水と共に排水処分する。  
 水質汚濁防止法では、硝酸化合物の排水基準が定められているので、排出する際は、その基準を守ること。  
 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。  
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。  
 残存物が完全に除去されていない空袋類は自然発火し易いので注意する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 140

国際規制

- 海上規制情報 (IMDGコードの規定に従う)  
 UN No. : 1942  
 Proper Shipping Name : Ammonium nitrate (with not more than 0.2% total combustible material, including any organic substance calculated as carbon to the exclusion of any other added substance)  
 (国内規制の和訳を参照)  
 Class : 5.1 (酸化性物質)  
 Sub risk : -  
 Packing Group : III  
 Marine Pollutant : No (非該当)  
 Limited Quantity : 5kg  
 航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)  
 UN No. : 1942  
 Proper Shipping Name : Ammonium nitrate (with not more than 0.2% total combustible material, including any organic substance calculated as carbon to the exclusion of any other added substance)  
 (国内規制の訳を参照)  
 Class : 5.1

Sub risk	: -
Packing Group	: III
国内規制	
陸上規制情報 (消防法、道路法の規定に従う)	
海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)	
国連番号	: 1942
品名	: 硝酸アンモニウム (可燃性の物質 (炭素として計算される有機物を含む。) の含有率が0.2質量%以下のものであって、他の添加物を含まないものに限る。)
クラス	: 5.1
副次危険	: -
容器等級	: III
海洋汚染物質	: 非該当
MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類	: 非該当
	: ただし、硝酸アンモニウム溶液 (93重量%以下のもの) はZ類
少量危険物許容量	: 5kg
航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)	
国連番号	: 1942
品名	: 硝酸アンモニウム (可燃性の物質 (炭素として計算される有機物を含む。) の含有率が0.2質量%以下で、他の添加物を含まないもの)
クラス	: 5.1
副次危険	: -
容器等級	: III
少量輸送許容物件許容量	: 10kg
特別の安全対策	: 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定する。火気又は熱気に触れさせない。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第308号「硝酸アンモニウム」、対象重量% : 全て) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第308号「硝酸アンモニウム」、対象重量% : 全て) (別表第9) 危険物・酸化性の物 (施行令別表第1第3号)
毒劇劇物取締法	: 非該当
消防法	: 危険物第1類酸化性固体、硝酸塩類 (第3種酸化性固体) 指定数量1000kg、危険等級
化学物質排出管理促進法 (PRTR法)	: 非該当 [2023年 (R5年) 4月1日施行にも非該当]
船舶安全法	: 酸化性物質類・酸化性物質 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	: 酸化性物質類・酸化性物質 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: 酸化性物質類・酸化性物質
水質汚濁防止法	: 有害物質 (施行令第二条) 「アンモニウム化合物、硝酸化合物」 [排水基準] 100mg/L (アンモニア性窒素 × 0.4、硝酸性窒素の合計量)
輸出貿易管理令	: キャッチオール規制 (別表第1の16項) HSコード : 3102.30 第31類 肥料 ・輸出統計番号 (2023年4月版) : 3102.30-000 「窒素肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)
	- 硝酸アンモニウム (水溶液にしてあるかないかを問わない。)

・輸入統計番号（2023年4月1日版）：3102.30-000  
 「窒素肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）  
 - 硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）」

16. その他の情報

（注）本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献：

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。